

申 告 書

年 月 日

渋谷区保健所長 殿

住所

氏名

印

私は、旅館業法第3条第2項第1号から第8号に該当しません。

記

施設の名称

施設の所在地

申請者名

(参考) 旅館業法第三条第二項・一部抜粋

都道府県知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- 一 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者
- 四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その業務を行う役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者